

平成15年度第4回
兵庫県都市計画審議会

平成16年2月27日
兵庫県民会館11階パルテホール

開 会 午後2時

議長 それでは、平成15年度第4回兵庫県都市計画審議会の開催に先立ち、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、平成15年度第4回兵庫県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員並びに幹事の皆様には、ご多忙のなかにもかかわりませずご出席賜りましたことを感謝申し上げます。

さて、国土交通省では昨年7月に「美しい国づくり政策大綱」をとりまとめ、美しい国づくりに向けた方策として、景観にかかわる基本法制の制定や屋外広告物制度の充実を示していました。これらを具体化するものとして、去る2月10日付で国土交通省から景観法案として、都市計画法、屋外広告物法をはじめ、建築基準法、都市緑地法など多くの関連法案の改正とともに国会に提出されております。

これまで、美しい街並みや景観を保全するために、文化財保護法や都市計画法、屋外広告物法などの個別法によるか、あるいは兵庫県が全国の都道府県に先駆けて制定した景観条例や、神戸市の都市景観条例、尼崎市の都市美条例等、県下の各市でも制定されております自主条例によって、一定の効果をあげてきたところであります。しかし、これらの自主条例ではどうしても限界があります。最近では、国立市や名古屋市のマンション訴訟など、各地で景観を巡る紛争が生じているのはご承知のとおりであります。

このたびの景観法では、市町が行う景観計画の策定や都市計画としての景観地区の指定で、建築物や工作物のデザインや色彩についての総合規制、景観重要建築物等の指定、景観協定、景観協議会や景観整備機構等の規定が盛り込まれ、さらに、住民やNPO法人の提案等が取り入れられるようになっております。当然のことですが、これらの諸規定は広域的な場合は都道府県が定めることとなっております。美しい国土や素晴らしい景観は、歴史的経緯のなかで生まれ、まもり、伝えられた国民共有の財産であります。このことは都市計画においても生かしていくことは申すまでもありません。今国会での議論をおおいに注目したいと思います。

さて、本日の案件は、去る2月20日、事務局から事前説明がありました「神戸国際港都建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」をはじめ13件の議案であります。

この後、お手元の議案書により議事を進めてまいりたいと存じます。

十分にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案書の議案目録によりまして、本日付議されております各案件につきまして審議を賜りたいと存じます。

なお、審議中のご発言になる場合は、議事録作成上、皆様の前に置いてあります名札の番号を述べてからご発言くださいますようお願い申し上げます。

それから、本日の議事の進め方でございますが、議案の説明につきましては、審議の便宜上、関連するものは一括して説明を受けることにしたいと思っております。

この点を予めご了解願います。

それでは、まず、第1号議案 神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 神戸国際港都建設計画の整備、開発及び保全の方針についてご説明いたします。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定に関する法改正、及びこれに対する県の取り組みの経緯、並びに住民意見の聴取の経過を参考資料1にまとめております。前面スクリーンは、都市計画区域マスタープランと本日ご説明する他の方針等との関係、計画策定の手続き、及びフォーラム開催の状況です。

都市計画区域マスタープランの策定手続きを示しております。

昨年2月19日に開催されたフォーラムの様子です。

それではマスタープランの構成を簡単にご説明いたします。

議案書別冊()、青いファイルをご覧ください。

1ページに、都市計画区域の都市計画区域マスタープランは、「21世紀兵庫長期ビジョン」等神戸市の基本構想等との整合を考慮して策定されたことを記載しております。策定対象区域は神戸市全域、都市計画区域名称は神戸都市計画区域、目標年次は平成22年としております。

「課題と目標」には「背景と経緯」として、自然、歴史等の現状と動向を記載しております。

4ページに「都市計画の課題」、都市計画の目標として基本理念等を記載しております。

資料5に、参考として神戸市の総合基本計画を踏まえた都市構造を示しております。9ページ、区域区分については、神戸では市街化区域と市街化調整区域の線引きを行うことを記載しております。

スクリーンに線引きのイメージをお示ししております。

10ページからの「基本の方針」では、(1)に土地利用に関する方針を記載しております。

「主要用途の配置の方針」として商業・業務地、都心、副都心、衛星都心、生活拠点に分けて記載しております。

11ページ、工業地について、既成市街地の臨海部、海上都市、西神・北神について記載しております。

流通業務地については、既成市街地、西神・北神、住宅地では、既成市街地、西神・北神について、記載しております。

12ページ以下に市街地における建築物の密度構成の方針、市街地における住宅建設の方針、市街地において特に配慮すべき課題等のある区域の土地利用の方針では、三宮駅南地域、ポートアイランド西地域を、また、市街化調整区域の土地利用の方針を記載しております。

13ページに「自然的環境に関する方針」。主要な緑地の配置・整備の方針では、市街化調整区域と市街化区域について記載しております。

14ページ「都市交通に関する方針」。ここでは道路、駅前広場、鉄道、港湾、空港、駐車場、流通業務団地、地下利用について記載しております。

16ページ「都市環境に関する方針」。公園・緑地、下水道、河川、廃棄物処理施設、卸売市場、その他の公共施設として小・中学校、教育文化施設等、

18ページに都市景観の形成方針を記載しております。

19ページ「市街地整備に関する方針」について、既成市街地、中心市街地、インナーシティや市街地山麓部等、西神・北神地域等、及び被災市街地について、記載しております。

20ページ「都市防災に関する方針」。災害に強い都市づくりの推進を記載しております。

22ページ以下の「主要な都市計画等の指針」では、具体的に予定される事業を記載しております。

議案書位置図2ページに都市計画区域マスタープランの附図をお示しております。神戸都市計画区域の都市機能は、海上都市、西神・北神地域で新市街地の整備を進め、住宅、工業、商業・業務地の分散配置を図り、震災の教訓を踏まえた災害にも強い自律分散型の多核ネットワーク型の都市構造をめざしております。

また、交通体系としては、多核都市のネットワークを構成するため、東西軸として第

2名神高速道路、大阪湾岸道路等、南北軸として阪神高速道路山手線や神戸中央線等、格子状の広域幹線道路網の整備を図り、海・空・陸の総合交通体系を形成するため、神戸港や神戸空港の整備を推進してまいります。

環境の保全等について、六甲山系、帝釈・丹生山系等、良好な自然環境を持つ地域は緑の聖域として保全に努め、特に六甲山系南麓の既成市街地に面する緑地帯については、保全とともに防災機能の強化を図ってまいります。

以上の案について、素案閲覧後、平成15年10月17日に説明会・公聴会を行いました。公述申し出はございませんでした。

本案について2週間の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

以上で神戸国際港都建設計画「整備、開発及び保全の方針」の説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして質問またはご意見ございますでしょうか。

25番 いくつかお尋ねと意見を申し上げたいと思います。

まず、基本的に、神戸市の問題で言えば、やはり平成7年の阪神・淡路大震災、このことを考えないことはあり得ないと思うんです。それで、随所に「大震災を教訓にする」という言葉が出てまいります。じゃあ大震災からの復興がどうなのかという点においては、20ページの上から5行目に「被災市街地においては、引続き、震災復興と都市環境改善の一体的な推進を図る」という一文があるのですが、これ以外に震災復興への取り組みとして平成22年までの具体的な内容が含まれているのか、もちろんこの「一体的な推進を図る」という言葉の中にあるかと思うのですけれども、そのあたりを少しご説明いただければと思います。

事務局 震災復興事業に関しましては、長田区などにおいて事業を現在も継続しており、そういった所で再開発等も含めまして引き続き震災復興事業を推進していくというように考えております。

25番 いま長田区の例を出されましたが、震災からの復興と言えれば全面的な内容が必要だと思います。もちろん再開発事業、都市計画に類する問題で言えばそうかもわかりませんが、マスタープランとすれば、そこに住む人々の、商業の面ではどうだ、あるいは雇用の面ではどうだということが、このプランの中に描かれていないということが、1つは私は大きな問題点ではないかと思います。いまのご説明では、少し震災問題を軽く扱っているのではないかと、特に復興の問題で、まだまだ、復興半ばとまでは言えませ

んが、まだ十分に果たしていないということは、神戸市内のあらゆる所で、住宅問題も含め、雇用の問題も含めて、ありますので、そういった点では不十分かと意見を述べておきたいと思います。

引続き、神戸の財政の問題では、非常にいま神戸市民の批判と言いますか意見が出ております、外部評価委員会に基づく行革の進めが案として出てきて、いろんな所で我々神戸市民としても議論をしているところなのですが、そういったなかで一番問題になっているのは財政難で、これは単に神戸市だけではなく、国からのいろんな面も含めて地方財政が大変であるという一面もあります。けれども、そんななかで市民生活においての行革はどんどん進められるわけで、たとえば16ページの一番上に「神戸空港の整備を推進する」と書かれてありますが、こういった空港問題は、いわば新たなる大規模開発であり、今も着々と進んでいることではあるかと思いますが、まだまだ考える余地もあるなかで、市民の声は決して神戸空港必要論の立場にだけ立っているわけではありませぬし、大規模な投資になるということで、これも問題ではないかと思います。

3つ目として、これは質問をさせていただきたいのですが、18ページ(Ⅰ)その他の公共施設」の所で、小・中学校の問題が出ております。そこで「人口動向等を的確に把握して通学区域の合理的な改編及び施設の再配置等を進める」となっていますが、たとえばこれも時代の流れのなかで、兵庫県も今年の予算で初めて小学校1年生から35人学級ということで進められようとしているのですが、他都市を見ていっても、30人学級であるとか少人数学級が実施されるなかで、たとえば私は一度山形へ行かせていただいて、ここでも少人数学級は現実に進んでいるのですが、統廃合をその前に進めているんです。そうしますと、現実には教育的施策である少人数にしたときに、教室の数が足りなくなってしまう。統廃合によって結果的にそういうことがつくりだされて、また新たに校舎を建てなければならないということも、この統廃合のあり方の中に問われているということもお聞きしました。そういったなかで神戸においては特に都心部が減っているという点で統廃合がすでに進められているのですが、これからの教育施策である少人数学級が、おそらく進められるであろうと思うのですが、そういったあたりも考えた上でこのこういった統廃合と言いますか、改編という再配置の計画になっているのかどうか、その辺もお聞かせをいただきたいと思います。

事務局 雇用の問題とか教育の問題でご質問がございましたが、我々は都市計画の立場で、それぞれ個別の、商工サイド、教育サイドの議論のもとに、都市計画として何がで

きるかという形でやっておりますので、この場で統廃合等について我々が言う立場ではないと思っております。

25番 確かにここに書かれてあるプランは、それぞれにたとえば深く入り込んだ議論をすれば、都市計画の中での教育の問題はちょっと違うとおっしゃられるのだと思うのですが、まちづくりって何のためにあるかと言えば、そこに住んでいる人々の、先ほど景観の問題もありましたが、住みよいまち、安心・安全なまちという意味では、住むことが基本になければならないと思うんです。だから、確かにこういう質問はここにふさわしくないと言われる方もあるかも知れませんが、むしろ私はそのの所にあわせて計画でなければ、生きたものにならないと思っております、これ以上教育の面ではお聞きをいたしませんで、次に進みますが、そういったことも考えるべきだということを提言しておきたいと思えます。

最後に、問題点として、12ページのエの所、いま都市再生法のなかで、国が日本の中でそれこそ稚内から沖縄までということで、それぞれの拠点で再生をしていこうということで進められているのですが、先ほど申しあげましたように、こういった神戸三宮駅南の地域、あるいは神戸ポートアイランド西地域などのこれからの都市開発事業は、また新たな投資事業になるかと思えます。神戸がいま考えなければならないのは、特に平成22年までということにおいては、震災からの人々の暮らしの復興であったり、あるいは先ほど言いましたように今ある所での住みよいまちづくりということが基本にならなければならないと思うので、新たな投資があちらこちらに散りばめられているという点では、私はこの議案に賛成はできないということで意見表明をしておきたいと思えます。

議長 ほかにどなたかございますでしょうか。

ほかに質問がないようですので、お諮りいたします。採決をさせていただきます。

第1号議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。

反対の方、挙手をお願いします。

(反対者挙手)

議長 反対1名。したがって原案どおり可決いたしました。

次に第2号議案 神戸国際港都建設計画区域区分の変更について、事務局の説明をお

願いいたします。

事務局 神戸国際港都建設計画区域区分の変更についてご説明いたします。

都市計画では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の形成を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引き制度を設けております。

資料2をご覧ください。

神戸都市計画区域では、昭和45年12月に当初線引きを行い、その後4回の全体見直しを経て、今回が第5回目となります。

線引き見直しは、「すでに市街地を形成している区域または計画的な市街地整備が確実に見込まれる区域を市街化区域に編入し、現在市街化区域にあるが、市街化されておらず、市街化の見込みのない区域については、市街化区域から市街化調整区域に編入する」などとしております。

資料2「区域区分の変更」、議案説明資料の1枚目に変更箇所の一覧、2枚目に位置図、4枚目以降に地区番号に該当する地区の図面をお示ししております。

今回の変更内容は、市街化調整区域から市街化区域に編入する地区は3ヶ所168.7ha、市街化区域から市街化調整区域に編入する箇所は6ヶ所36ha、境界調整15ヶ所となっており、この変更により市街化区域の面積は19,911haが約31ha増加し20,042haとなります。

案において、面積10ha以上の主な変更箇所は神戸空港地区等4地区となっております。

資料2、図面番号2、中央区神戸空港地区は、神戸港の沖合の神戸空港埋立地の内ターミナル等関連施設の区域で、公有水面埋立事業により竣工が確実な区域の内141.8haを市街化区域に編入いたします。

地区番号3北区有野町有野地区は、市の北部の西宮市に隣接する区域で、開発行為により商業、流通業務施設など計画的な整備が見込まれる24.8haについて、市街化区域に編入いたします。

地区番号4～8、本山町岡本地区、桜ヶ丘地区ほか3地区は、六甲山系グリーンベルト整備事業による用地買収を行う区域とあわせて市街化区域の境界を調整し、計31.9haを市街化調整区域に編入いたします。

本案に関連して参考資料3、1ページの参考案件一覧に示すように、用途地域、高度地区、準防火地域、緑地保全地区、防砂の施設、新住宅市街地開発事業及び地区計画等の10件の神戸市決定の案件がございます。これらの案については、2月9日の神戸市都

市計画審議会です承され、本案件と同時に都市計画手続きを行う予定をしております。

本案についての説明会・公聴会において4通、2件の公述申し出がございました。

1件は、前回の線引き見直しで条件が整った時点で市街化区域への編入を位置づけていた地区の位置づけの継続を求めるもの、もう1件は、現在の市街化区域内の土地で震災後土砂災害の防止工事を行っており、開発予定もないことから、住宅地に囲まれた緑地として保全する意味から、市街化調整区域に編入を希望するというものでした。

これらについては、県市で協議を行い、周辺住民に説明が行われ、地元の了解も得られたことから、都市計画原案の策定にあたり、関係機関と調整を行い、申し出を取り入れて案を作成いたしました。

公述意見の概要と意見に対する県の考え方は、縦覧に先立ち県都市計画課のホームページに公表しております。

本案について2週間の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

以上で、神戸国際港都建設計画区域区分の変更に関する説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきましてご質問またはご意見ございますでしょうか。

25番 この2号議案は1号議案の決定に伴うものだと思います。特にもう長くは述べませんが、1号議案の中で神戸空港の問題にも触れました。市街化区域及び市街化調整区域に神戸空港を組み入れるということも含まれており、私どもは賛成できないということで、意見表明しておきます。以上です。

議長 ほかにご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、この案件も採決いたします。

第2号議案について、原案どおり賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。

反対の方、挙手を願います。

(反対者挙手)

議長 賛成多数でございます。原案どおり可決いたします。

それでは第3号議案 神戸国際港都建設計画都市再開発の方針の変更について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第3号議案 神戸国際港都建設計画都市再開発の方針の変更について、説明さ

させていただきます。

議案書は別冊の（ ）に、全体附図は議案位置図の4ページにつけております。

現在、本方針は「整備、開発又は保全の方針」の中に記載されておりますが、平成13年施行の法改正により、今回新たに都市計画として定めるものでございます。

現在の「整備、開発又は保全の方針」の中で記載されている内容を踏襲しておりまして、大幅な変更を行うものではございません。

本方針では、市街地の計画的な再開発に関して、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、「計画的な再開発が必要な市街地に係る、再開発の目標並びに当該市街地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針」「これらの市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発をすべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を定めること」としております。

前面スクリーンをご覧ください。

方針に定める地区等としましては、「計画的な再開発が必要な市街地」、通称は1号市街地でございます。次に「課題集中地域」、そして最後に「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区」、通称は2号地区でございます。以上の3種類の地区等としております。

各地区等につきまして、地区の名称、概念、内容を定めております。

議案位置図4ページの全体附図もあわせてご覧ください。

「計画的な再開発が必要な市街地」(1号市街地)につきまして、市街化区域の中で、既成市街地を中心に地域特性などを考慮して計画的なまちづくりが必要な市街地を定め、それぞれの市街地ごとに、「概ねの位置」「再開発の目標」などを定めております。原則として、現行の方針と同様に、昭和45年国勢調査における人口集中地区を基本として、計画的な再開発が必要な一団の市街地を選定しております。

今回の見直しでは、都市再生緊急整備地域を含むポートアイランドの一部などを含む区域を新たに1号市街地に定めております。

各市街地の再開発の目標等につきましては、別表1、4～18ページに記載しております。東灘浜手市街地をはじめとして10の市街地で、現行の約6,126haから約734ha増の合計約6,860haでございます。

議案位置図4ページの全体附図では青色の実線で表示しております。

次に「課題集中地域」につきましては、1号市街地のうち、古い木造住宅の密集、駅

周辺の低・未利用地の状況、道路等の基盤施設が未整備など、まちづくりの課題がある地域について、今後のまちづくりの検討対象地区として選定し、その概ねの位置を定めております。

附図では赤色の破線で表示しております。

最後に、「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区」(2号地区)につきましては、1号市街地の内、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区を概念として、その「区域」「整備の主たる目標」「整備又は開発計画の概要」を定めております。

1号市街地の内、新長田駅周辺のような震災復興事業や浜山地区などの事業地区、また、中山手地区や会下山地区のように今後事業化や地区計画などの策定を予定している地区、三宮周辺やポートアイランド西のように民間開発事業を誘導しようとしている地区などを選定しております。

各地区の地区整備の主たる目標等につきましては、別表2、19～39ページ、それと各地区の附図40～87ページに記載しております。深江地区をはじめとして48地区で、現行の約1,489haから約463ha増の合計約1,952haでございます。

全体附図では赤色の塗りつぶしで表示しております。

次にいくつかの2号地区について説明いたします。

地区番号E-1、東部新都心地区につきましては、スクリーンに51ページの附図を示しております。25ページに記載しておりますとおり、面積約79haで、地区整備の主たる目標としては、被災市街地の復興、ウォーターフロントを活用した新たな都心としての拠点の形成などがございます。また、施設整備の方針としましては、都市計画公園の整備、交通広場の整備でございます。

地区番号E-4、三宮周辺地区につきましては、スクリーンに54ページの附図を示しております。26ページに記載しておりますとおり、面積約93haで、地区整備の主たる目標としては、中央都市軸、国際文化軸の位置づけにふさわしい都心形成などがございます。また、施設整備の方針としましては、ターミナル機能の充実などがございます。

地区番号F-10、長田南部地区につきましては、スクリーンに73ページの附図を示しております。34ページに記載しておりますとおり、面積約83haで、地区整備の主たる目標としては、西部副都心周辺としての住宅の重点供給などがございます。また、施設整備の方針としては、都市計画道路の整備とその上部利用を含めたまちづくりなどがございます。

本案につきまして、素案閲覧後、神戸市において説明会・公聴会を行いました、公述申し出はございませんでした。

また、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして質問又はご意見ございますでしょうか。

25番 これも第1号議案の中身を踏襲している部分が多くあります。特に、ご説明もありましたが、三宮周辺地区の三宮駅南地域における都市再生の問題には、反対を第1号議案で表明させていただいた理由も含まれていると思います。いずれにしろ、マスタープランそのものの人口計画も課題ななかで、こういった中身は賛成できない部分がありますので、意見を表明しておきたいと思います。

議長 ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これも賛否を問いたいと思います。

第3号議案について、原案どおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。

反対の方挙手をお願いします。

(反対者挙手)

議長 賛成多数で原案どおり可決いたしました。

続いて第4号議案 神戸国際港都建設計画防災街区の整備の方針の変更について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第4号議案 神戸国際港都建設計画防災街区の整備の方針の変更について、説明させていただきます。

本方針につきましては、公聴会等の手続きでは「防災再開発の方針」としておりましたが、「密集市街地に係る防災街区の整備の促進に関する法律」等の改正により、名称が「防災街区の整備の方針」に変更され、平成15年12月19日より施行されております。議案書は別冊の()に、全体附図は議案位置図の5ページにつけております。

現在、本方針は「整備、開発又は保全の方針」の中に記載されておりますが、都市再開発方針と同様、平成13年施行の法改正により、今回新たに都市計画として定めるものでございます。現在の「整備、開発又は保全の方針」の中で記載されている内容を踏襲しており、大幅な変更を行うものではございません。

本方針では、密集市街地について、計画的な再開発による防災街区の整備を促進するため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を明らかにすることとしております。

前面スクリーンをご覧ください。

方針に定める地区としましては、防災再開発促進地区としております。

防災再開発促進地区につきまして、概念、内容を定めております。

議案位置図5ページの全体附図もあわせてご覧ください。

防災再開発促進地区につきましては、防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を概念として、「区域」「再開発、整備等の主たる目標」などを定めております。

建物倒壊危険度、火災延焼危険度等の指標に基づくとともに、事業実施状況等や住民の防災まちづくりへの意識が高い地区のうち、緊急に整備が必要と認識される地区を選定しております。

今回の見直しでは、密集住宅市街地整備促進事業の実施地区に加え、古い老朽木造住宅が密集し、災害時に建物の倒壊・火災延焼の恐れがある兵庫山麓や長田南部などを追加しております。

各地区の再開発、整備等の主たる目標等につきましては、別表2～7ページ、それと各地区の附図8～17ページに記載しております。真野地区をはじめとして10地区で、現行の約410haから約209ha増の合計約619haでございます。

議案位置図5ページの全体附図では赤色で表示しております。

次に防災再開発促進地区をいくつか説明いたします。

地区番号6真野地区につきまして、スクリーンに13ページの附図を示しております。5ページに記載しておりますとおり、面積約39haで、地区の再開発・整備等の主たる目標としては、まちづくり協議会との連携による住宅及び住環境の整備などがございます。また、再開発の促進のための措置としましては、不燃化・共同化・協調化の促進などがございます。

地区番号8長田東部地区につきまして、スクリーンに15ページの附図を示しております。6ページに記載しておりますとおり、面積約19haで、地区の再開発・整備等の主たる目標としては、地元との連携による密集市街地の住環境の整備と防災性の向上などがございます。また、再開発の促進のための措置としましては、不燃化・共同化・協調化

の促進でございます。

地区番号10東垂水地区につきまして、スクリーンに17ページの附図を示しております。7ページに記載しておりますとおり、面積約97haで、地区の再開発・整備等の主たる目標としては、地元との連携による密集市街地の住環境の整備と防災性の向上でございます。また、再開発の促進のための措置としては、不燃化・共同化・協調化の促進でございます。

本案につきまして、素案閲覧後、神戸市において説明会・公聴会を行いました。公述申し出はございませんでした。

また、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

議長 ただいま事務局から説明がありました本議案について、ご質問又はご意見ございましたらお願いいたします。

ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第4号議案については原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 原案どおり可決させていただきます。

続きまして第5号議案 東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定から、第8号議案 吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定までの4件ですが、お互いに関連していることから一括して説明を受けることといたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 東播磨地域「東播、中、東条、及び吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についてご説明いたします。

東播磨地域の「整備、開発及び保全の方針」は、東播磨地域全域を対象とした広域都市計画方針を作成し、各都市計画区域に共通の記述と都市計画区域ごとの記述をあわせて構成しております。

東播磨地域においては、議案書位置図の6ページに示すように4都市計画区域を指定しており、これらの「整備、開発及び保全の方針」を一括してご説明いたします。

青色のファイルの議案書別冊「東播統合」の赤いインデックスタグの箇所には4都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランを統合した資料をつけております。

都市計画区域マスタープランの策定過程等は神戸と同様でございます。

前面スクリーンでご覧ください。

播磨地域のフォーラムの様子です。

それではマスタープランの構成を簡単にご説明いたします。

1ページの基本的役割に、東播磨地域の各都市計画区域マスタープランは「東播磨地域ビジョン」を踏まえていることを記載しております。

2ページ、目標年次は平成22年です。

3ページの課題と目標で、都市計画区域の名称の記載のない部分は東播磨地域に共通の記述、かっこ書きで都市計画区域名称が記載されている部分が各都市計画区域固有の表現となっており、以下同様に記載しております。

8ページに都市計画の課題、9ページに都市計画の目標として基本理念を記載しております。

10ページ、都市構造、主要都市機能の配置方針について、スクリーンの構造図を議案書位置図の11ページ及び資料6に示しております。

11ページ、区域区分の有無について。東播都市計画区域では線引きを行い、中・東条・吉川の各都市計画区域については線引きを行わないこととしております。

12ページ、土地利用に関する方針について。

主要用途の配置の方針では、商業・業務地、工業地、流通業務地、住宅地について、記載しております。

16ページ、東播都市計画区域では、市街化区域の土地利用について優良な農地との調和等の3点を記載しております。

16ページ、自然的環境に関する方針。

主要な緑地等の配置、整備の方針で、環境保全系統、景観形成系統について、記載しております。

17ページ、都市交通に関する方針。

主要な施設の配置整備の方針として、道路、駅前広場、鉄道、港湾について記載しております。

19ページ、都市環境に関する方針。

主要な施設等の配置の方針として、公園・緑地については、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観形成系統、ほか、下水道、河川、廃棄物処理施設等、

24ページに都市景観の形成について記載しております。

25ページに市街地整備に関する方針、27ページに都市防災に関する方針で、災害に強い都市づくりの推進について記載しております。

29ページ、主要な都市計画等の指針では、市町との協議及び兵庫県の社会基盤整備プログラムにより公表されている事業から抽出して記載しております。

議案書位置図7ページの附図をご覧ください。

東播都市計画区域は、加古川流域を中心に広がり、大阪、神戸のベッドタウンとしての大規模な住宅地開発が進んできました。中心商業・業務地は、主要JR駅周辺において土地の高度利用とあわせ、商業業務機能を配置する一方、優れた生産・流通環境を備えた工業地を、臨海部・内陸部に、交通に配慮して配置いたします。

交通については、山陽新幹線、中国自動車道、山陽自動車道が開通し、広域連携が図られております。今後、地域間の連携強化や交通利便性及び防災性の向上等の観点から、東播磨南北道路、国道2号、175号、372号等の整備を進める一方、JR加古川線の電化等を推進してまいります。

加古川等の河川については、改修を進めるとともに、生態系の保全を通じて貴重な河川環境の継承に努めます。

また、三木総合防災公園については、県下の他の広域防災拠点を支援する三木全県広域防災拠点として整備を推進してまいります。

位置図8ページ、中都市計画区域では、南北主要幹線道路である国道427号等の整備を推進し、主要地方道中北条線等とともに本都市計画区域内における道路網の形成を図ってまいります。また、山間部の森林や杉原川等の豊かな自然環境を本都市計画区域の緑の骨格及び代表的な景観要素として位置づけ、保全、整備を図り、北播磨余暇村公園等については、適正な管理運営に努めていくこととしております。

位置図9ページ、東条都市計画区域では、東条湖とその周辺は豊富な観光・レクリエーション資源を持っており、山間部の森林や東条川とともに豊かな自然環境として緑の骨格及び代表的な景観要素として位置づけております。また、ひょうご東条インターチェンジに近接して、南山土地区画整理事業を実施しており、企業立地と住宅地形成による職住近接型の複合型新市街地の形成を目指しております。そのほか、主要地方道小野藍本線等の幹線道路の整備の推進、骨格的な道路である主要地方道西脇三田線等を中心とした道路網の形成を図ることとしております。

位置図10ページ、吉川都市計画区域では、中国自動車道吉川インターチェンジ等が整

備されたことにより、阪神地域や中国地方、また、舞鶴、若狭方面との連絡性が向上しており、主要地方道西脇三田線、国道 428号等を中心とした道路網の形成を進めてまいります。吉川ニュータウンみなぎ台では、新たなコミュニティの形成が図られる一方、山間部の森林や北谷川、美嚙川等の豊かな自然環境を緑の骨格及び代表的な景観要素として位置づけ、保全、整備を図ってまいります。

以上の案については、素案閲覧後、東播都市計画区域については平成15年10月21日に加古川市で説明会及び公聴会を行いました。都市計画区域マスタープランに関する公述はありませんでした。

中、東条、吉川都市計画区域については、平成15年10月10日に北播磨県民局で説明会及び公聴会を行い、東条都市計画区域について1件の公述申し出がありました。公述はされませんでした。

申し出書の内容は、「現在、南山で行われている大規模開発は乱開発であり、税金の無駄遣いである」というものです。これについては、南山土地区画整理事業は東条町及び東播磨内陸地域における産業の振興及び地域の活性化を図るため、立地条件を活かして工業及び住宅を主体としたニュータウンの形成を目的としております。

2点目は、「小野藍本線のバイパスは必要ない」というもので、これについては、通学生をはじめとした歩行者等の安全確保を図るため、沿道に家屋が連なっている歩道未整備区間では、現道拡幅により歩道整備を行うよりも自動車交通を迂回させるバイパスを整備する方法が最良であることなどから、必要と考えております。

3点目は、「天神地区の市街地開発事業に私の土地・田んぼを含めないでほしい」というものです。これについては、土地区画整理事業はまだ具体的な話となっておりません。また、今回は都市計画区域マスタープランの決定を行うもので、土地区画整理事業の都市計画決定を行うものではありません。

これらの意見の概要及び県・町の考え方について、縦覧に先立ち県都市計画課のホームページに公表しております。

都市計画案は、これらのご意見を踏まえて調整・協議を行いました。

本案を2週間縦覧を行ったところ、1件の意見書が提出されました。

お手元の資料1「意見書の要旨」1ページをご覧ください。

意見書提出者は社町にお住まいの方で、意見書の要旨は、「社町では、町の都市計画マスタープランに基づき町内各地域別にまちづくりを推進しているが、市街化調整区域は

まちづくり計画に大きく影響を及ぼしている。成長力の衰えた都市をコンパクトに再編して、自然環境と共生しながら都市の活力と定住条件を持続させ、都市分野と農業分野の結合を導くコンパクトシティの方向性を提案する」というものです。都市再開発方針、防災街区の整備の方針についても同意見が出されております。

これに対する県及び町の考え方は、「都市の機能の充実を図るために線引き制度は最も有効な手段である。このため、東播都市計画区域では、自然環境と調和した居住環境や産業基盤の整備を図り、快適なまちづくりを進めるために区域区分を定める。本方針では、水と緑の空間の保全、良好な市街地の形成などにより、快適な居住環境の実現を図るとともに、農業と都市環境の調和した地域形成を図ることとしている。社町では、線引き制度を活用し、町の都市計画マスタープランに従って計画的な土地利用や効率的な都市施設整備を行っている。本方針を基本として、県、町、住民がともに役割を分担しながら具体的な都市計画等のまちづくりに取り組んでいくことにより、意見書提出者の言うコンパクトシティの実現が図られるものと考えている」としております。

以上で東播磨地域4都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」の説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました議案について、ご質問又はご意見ございませんでしょうか。

なお、お手元の意見書には提出者のお名前等が記してありますが、ご発言なさる場合は、個人のプライバシーを保護するために必要でございますので、左端の番号でご発言いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

これは次についても同じことでございます。

26番 このマスタープランの変更につきましては、16年の5月までに法的にしなければいけないということが出たわけでございますが、すでに都市計画があって、同じような形で出てきていると思っておりますが、いまの説明の中で特に大きな変更がある部分があれば、教えていただきたいと思っております。

それと、今後、加東郡では3町合併という問題が控えておりまして、その新都市計画をいま検討されておりますが、そういうものとの整合性、あるいは新しく合併したときにまたもう一度やり直すのかどうか、その辺のことについてもお尋ねしたいと思います。

事務局 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針ですが、従来は線引き都市計画区域

については、線引きをする理由の説明という意味から「整備、開発又は保全の方針」が策定されておりましたが、線引きを行っていない、今回ですと東条、吉川、中等については、「都市計画区域マスタープラン」「整備、開発又は保全の方針」がございませんでした。法制度自体が変わりましたので、今回初めてつくる形になっております。

このご説明の中では、東播都市計画区域の整備、開発、保全の方針が、これまでもあったわけですが、これも構成が少し変わっておりますが、基本的な考え方、線引きを行うかどうかについては変わっておりません。内容についても基本的には今までのものを踏襲していると考えていただければいいかと思えます。

合併との関係ですが、これはかなりデリケートな問題がありまして、まだ方向が決まっておらない所もあるということもあり、東播磨地域全体の広域都市計画方針を策定して、それで全体を包括したような形としております。今後、行政区域の変更があった場合には、それに伴って新たな行政区域での「整備、開発及び保全の方針」の変更等を行っていく必要があるかと思っております。

25番 少し具体的な話になって恐縮ですが、24ページの道路の問題で、加西市の方からちょっとご意見も聞いておりますので、お教えいただければと思えます。

まず、この中央幹線の必要性ですが、そこに住んでいて、安全対策という点では非常に求められるものがあるのですが、一般的な交差点等、歩道の設置は、これでいいのではないかというご意見をお聞きしました。

それともう1つは、少し大事なのですが、希少生物がここで繁殖しているということも聞いていますが、そのあたりの保護と言いますか、そういったこともお教えいただきたいと思えます。

事務局 ただいまのご質問は、24ページの一般県道玉野倉谷線（加西中央幹線）と書かれている箇所のことです。加西中央幹線という名称は、まだ都市計画決定されていない、仮称として考えている名称でございますが、加西市の都市構造におきまして、中央に骨格となる道路を整備したいと考えておる道路でございます。現在、計画策定に向けまして、案の構築について協議を進めているところでございます。

ご質問のございました希少生物でございますが、現在検討しておる路線の途中に希少生物が生息していることが確認されてございますが、専門的知識をお持ちの方のご意見をいただくということで検討を重ねてまいりまして、概ねの方向性が出されている状況でございます。今後、最終的な詰めをしていきたいと考えてございます。

25番 その概ねの方向性というのを少し聞かせていただければ。専門家との協議も進んでいるかとも聞いていますが、少し方向性が見えているのであれば、お教えいただけたらと思います。

事務局 いまご意見がございましたように、専門家のご協力をいただきまして検討を進めてまいりましたが、最終的な結論という形でのご報告をまだいただいておりませんので、この場でご説明するのは差し控えさせていただきます。

25番 道路の改善だとか開発だとかいったときに、どうしても動植物の貴重なものが失われていくのは非常に悲しいものがあります。地元の方々がそういうふうにおっしゃっておられますし、これは単に地元問題だけではなくて、私たち全体の問題でもあろうかと思えますから、その辺はぜひ善処していただきたいし、その専門家の方たちとの意見交流を含めて、これもこの前の予備審査のときにも申し上げましたが、そこに住む人々がどんなふうに快適に過ごせるか、どんなふうに住みよいまちになるかという点で、景観も含めて大切な中身だと思いますから、十分に考慮していただきたいという意見を添えておきます。

議長 ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、それぞれ各議案は独立した都市計画に関するものでございますので、採決も議案ごとに行うことにしたいと思います。

まず第5号議案 東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定については、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようですので、第5号議案については原案どおり可決いたします。

次に第6号議案 中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定について、これも原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないということでございますので、第6号議案については原案どおり可決いたします。

次に第7号議案 東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてでございます。原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようですので、第7号議案は原案どおり可決いたします。

次に第8号議案 吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定についてでございます。原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないということでございますので、第8号議案については原案どおり可決いたします。

続いて第9号議案 東播都市計画区域区分の変更について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 東播都市計画区域区域区分の変更についてご説明いたします。

参考資料2をご覧ください。

都市計画では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の形成を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区域区分いわゆる線引き制度を設けております。

東播都市計画区域では、昭和46年3月に当初線引きを行い、その後4回の全体見直しを行い、今回が5回目となります。線引き見直しにあたっては、すでに市街地を形成している区域または計画的な市街地整備が確実に見込まれる区域を市街化区域に変更いたします。

資料3「東播都市計画区域区分の変更」、議案説明資料の1枚目に変更地区一覧表、2枚目に位置図、4枚目以降に地区番号に該当する図面をお示ししております。

市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域は14ヶ所 144.4ha、境界調整9ヶ所となっております。この変更により、市街化区域の面積は14,478haが約143ha増加し14,621haとなります。

案において面積10ha以上の主な変更箇所をご説明いたします。

資料3、一覧表の加古川市地区番号B-1、箇所図3ページの加古川市卸団地地区は、加古川駅から東に約1.5kmの加古川バイパス沿いに位置する区域で、東播磨南北道路の事業が確定したことにより10.4haについて市街化区域に編入いたします。

三木市地区番号F-6、箇所図15ページのひょうご情報公園都市地区は、三木市の山陽自動車道三木ジャンクションの南に位置する区域で、県による計画的な新市街地の整備が実施されていることから109.1haについて市街化区域に編入し、商業系、住宅系、工業系の土地利用の計画をいたします。

本案に関連して、参考資料3、10ページの参考案件一覧に示すように、14件の用途地域、高度地区、地区計画の市町決定の案件がございます。これらについては、各々の市

町の都市計画審議会です承され、本案件と同時に都市計画手続きを行う予定をしております。

この案件については、素案閲覧後、10月21日に加古川市で説明会及び公聴会を行い、2件の公述がありました。

1件は「明石市内の市街化調整区域である自己所有地周辺に公共投資をしてもらいたい」、いま1件は「三木市の情報公園都市について地元農業用水の水源確保について事業者との協議が整っていないため、市街化区域への編入をやめてもらいたい」というものです。

これらについて、関係市とともに検討し、原案への反映は困難として、関係機関との協議を進めました。

これらの対応について、本案の縦覧に先立ち、意見の概要と県の考え方を都市計画課のホームページに掲載しております。

本案について2週間の縦覧を行ったところ、1通の意見書が提出されました。

お手元にお配りしております資料1「意見書の要旨」の2ページをご覧ください。

意見書提出者は三木市志染町の方です。前面スクリーンに意見書が提出されている区域を示しております。

意見書の要旨は、「当地区が管理する大歳山の一角を現状のままの市街化調整区域にしておいてもらいたい。当地区では山を平地にして近隣に役立つような整備を計画しているが、市街化区域にすると公益税が高くなる。自由が丘地区内の病院の区域が市街化区域に編入されることは反対ではないが、大歳山一角を除外願いたい」というもので、これに対する県及び市の考え方は、「当該地区は、三木市の保健医療計画に基づき地域の中核病院の機能充実を図るために市街化区域への編入が必要と考える。意見書提出者も病院機能の充実のための市街化区域編入にはご理解をいただいている。山林については、病院との連続性から編入するものであるが、現状の山林の状況であれば実質的には課税されないので、申し出のようなこととはならない」。

以上で、東播都市計画区域区分の変更に関するご説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました9号議案について、ご質問またはご意見ございましたらお願いいたします。

質問等がないようですので、お諮りいたします。

第9号議案については原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第9号議案については原案どおり可決いたします。

それでは続いて第10号議案 東播都市計画都市再開発の方針の変更について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第10号議案 東播都市計画都市再開発の方針の変更について説明させていただきます。

議案書は別冊の()に、全体附図は議案位置図の13ページにつけております。

現在の「整備、開発又は保全の方針」の中で記載されている内容を踏襲しておりまして、大幅な変更を行うものではございません。

本方針では、市街地の計画的な再開発に関して、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、「計画的な再開発が必要な市街地に係る、再開発の目標並びに当該市街地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針」「これらの市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発をすべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要」を定めることとしております。 前面スクリーンをご覧ください。

方針に定める地区等としましては、計画的な再開発が必要な市街地、特に整備効果が大きいと予想される地域、通称戦略的地区でございます。特に整備課題の集中が見られる地域、通称は要整備地区でございます。特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区、通称は2項地区でございます。以上の4種類の地区等としております。

各地区等につきまして、地区等の名称、概念、内容を定めております。

議案位置図13ページの全体附図もあわせてご覧ください。

計画的な再開発が必要な市街地につきましては、市街化区域の中で既成市街地を中心に地域特性などを考慮して、計画的なまちづくりが必要な市街地を定め、それぞれの市街地ごとに概ねの位置、再開発の目標などを定めております。原則として、現行の方針と同様に昭和45年国勢調査における人口集中地区を基本として、計画的な再開発が必要な一団の市街地を選定しております。

各市街地の再開発の目標等につきましては、別表1、4～13ページに記載しております。明石市の明石市街地をはじめとして14の市街地で、現行の約1,788haから約30ha減の合計約1,758haでございます。

議案位置図13ページの全体附図では青色のハッチ、斜め線を表示しております。

次に、特に整備効果が大きいと予想される地域（戦略的地区）につきましては、計画的な再開発が必要な市街地のうち、当該地区の再開発が前述の市街地の再開発の目標及び実現を図るうえで効果が特に大きいと予想される地区を概念として、その概ねの位置を定めております。鉄道主要駅周辺等都市構造上拠点形成すべき位置にあり、当該地区の再開発の事業効果、波及効果が大きいと予想される地区を選定しております。

全体附図では黄色で表示しております。

続きまして、特に整備課題の集中が見られる地域（要整備地区）につきましては、市街地のうち整備課題の集中が見られる地区を概念として、その概ねの位置を定めております。先ほどの戦略的地区以外で、公共公益施設の整備状況、土地利用及び建物現況等市街地の現況診断により、住工混在、老朽住宅の密集などの整備課題の集中が見られる地区を選定しております。

全体附図では青色の塗りつぶしで表示しております。

最後に、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（2項地区）につきましては、前述の市街地のうち特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区を概念として、その「区域」「整備の主たる目標」などを定めております。原則として、面的な整備事業実施の具体性がある地区を選定しております。

各地区の地区整備の主たる目標等につきましては、別表2、14～18ページと各地区の附図19～28ページに記載しております。現行の13地区約166.7haから事業完了地区等を除外しまして約46.2ha減とし、明石市の人丸駅前地区をはじめとして10地区で、合計約120.5haでございます。

全体附図では赤色で表示しております。

次にいくつかの2項地区について説明いたします。

明石市の地区番号A-3-1大久保駅前地区につきましては、スクリーンに21ページの附図を示しております。14ページに記載しておりますとおり、面積約36.1haで、地区整備の主たる目標としては、「都市基盤の整備と土地の高度利用による駅前にふさわしい利便性の高い良好な市街地の形成を図る」でございます。

また、施設整備の方針としましては幹線道路の整備などでございます。

次に地区番号B-2-1JR加古川駅北地区につきましては、スクリーンに22ページの附図を示しております。15ページに記載しておりますとおり、面積約24.6haで、地区整備の主たる目標としては「加古川市の都心としての機能の集積と強化」などでございます。

また、施設整備の方針としては都市計画道路及び区画道路の整備などがございます。

続きまして高砂市の地区番号C-2-2小松原4丁目地区につきまして、スクリーンに27ページの附図を示しております。17ページに記載しておりますとおり、面積約19.7haで、地区整備の主たる目標としては、「活力・ふれあい・やすらぎ・快適さをメインテーマとし、ふれあいと文化のまちを形成する」でございます。また、施設整備の方針としましては、「中心市街地、主要幹線道路へのアプローチとして幹線道路を整備する」などでございます。

本案につきましては、素案閲覧後、加古川市において説明会・公聴会を行いました但し公述申し出はございませんでした。

2週間の縦覧に供しましたところ、1件の意見書が提出されました。

お手元の資料1「意見書の要旨」の3ページをご覧ください。

意見書提出者は社町にお住まいの方で、意見書の要旨は「コンパクトシティの方向性を提案する」というものです。

これに対する県及び町の考え方は、「都市再開発の方針は、計画的な再開発が必要な市街地について、土地の高度利用、都市機能の更新等に関する方針を定めるものであり、意見書の要旨は本方針に直接関係するものではない」というものでございます。

議長 第10号議案についてただいま事務局から説明がありましたが、これにつきましてご質問又はご意見ございましたらお願いいたします。

ご質問等がないようですので、お諮りいたします。

第10号議案については、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

ご異議がないようですので、第10号議案については原案どおり可決いたします。

続いて第11号議案 東播都市計画防災街区の整備の方針の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 第11号議案 東播都市計画防災街区の整備の方針の変更について説明させていただきます。

議案書は別冊の()に、全体附図は議案位置図の14ページにつけております。

現在の「整備、開発又は保全の方針」の中で記載されている内容を踏襲しておりますが、後ほど説明いたします課題地域を新たに位置づけるなどの変更を行うものでござい

ます。

本方針では、密集市街地について、計画的な再開発による防災街区の整備を促進するため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を明らかにすることとしております。

前面スクリーンをご覧ください。

方針に定める地区等としましては、防災再開発促進地区、課題地域、以上の2種類の地区等としております。

各地区等につきまして、地区等の名称、概念、内容を定めております。

議案位置図14ページの全体附図もあわせてご覧ください。

防災再開発促進地区につきましては、防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を概念として、「区域」「再開発、整備等の主たる目標」などを定めております。建物倒壊危険度、火災延焼危険度等の指標に基づくとともに、事業実施状況や住民の防災まちづくりへの意識が高い地区のうち、緊急に整備が必要と認識される地区を選定しております。

各地区の再開発、整備等の主たる目標等につきましては、別表1、4～5ページと地区附図7～8ページに記載しております。明石市の大蔵地区をはじめとして2地区で、合計25.9haでございます。

議案位置図14ページの全体附図では赤色で表示しております。

課題地域につきましては、兵庫県独自の取り組みとして、防災再開発促進地区について優先的に地域住民に対して防災知識の普及や防災意識の高揚を図り、共同で防災性の向上に努める必要がある地域を概念として、概ねの位置、整備課題の概要を定めております。

密集市街地としての課題を持ち、今後、優先的に課題の解決に向けて地区住民の合意形成等を図りながら、密集市街地の整備、改善に努める必要がある地域を選定しております。

各地域の整備課題の概要につきましては、別表2、6ページに記載しております。

明石市の東藤江地区など8地域を位置づけいたします。

全体附図では黄色で表示しております。

続きまして防災再開発促進地区を説明いたします。

明石市の地区番号A-1大蔵地区につきまして、スクリーンに7ページの附図を示して

おります。4ページに記載しておりますとおり、面積約24haで、地区の再開発・整備等の主たる目標としては「住環境及び防災機能の向上」でございます。また、再開発の促進のための措置としては、密集住宅市街地整備促進事業による住環境の整備などがございます。この地区は今回新たに位置づけるものでございます。

地区番号D-1播磨町駅北地区につきまして、スクリーンに8ページの附図を示しております。5ページに記載しておりますとおり、面積約1.9haで、地区の再開発・整備等の主たる目標としては、「市街地中心核、生活文化中心にふさわしい良好で快適な災害に強い市街地の形成」でございます。また、再開発の促進のための措置としては、商業の活性化・高度化でございます。

本案につきましては、素案閲覧後、加古川市において説明会・公聴会を行いました。公述申し出はございませんでした。

2週間の縦覧に供しましたところ、1件の意見書が提出されました。

お手元の資料1「意見書の要旨」の4ページをご覧ください。

意見書提出者は社町にお住まいの方で、意見書の要旨は「コンパクトシティの方向性を提案する」というものです。

これに対する県及び町の考え方は、「防災街区の整備の方針は、防災上の課題を持つ市街地について、面的な防災性能の向上に努め、安全で安心な市街地の形成を図るために定めるものであり、意見書の要旨は本方針に直接関係するものではない」というものでございます。

議長 ただいま事務局から第11号議案の説明がありました。これにつきまして、質問又はご意見ございましたらお願いいたします。

ございませんか。それではお諮りいたします。

第11号議案については、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

ご異議がないようですので、第11号議案については原案どおり可決いたします。

続いて第12号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更、及び第13号議案 阪神間都市計画道路の変更の2件ですが、お互いに関連していることから一括して説明を受けるといたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第12号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更（都市高速道路2号線ほか1路線）及び第13号議案 西宮市に係ります阪神間都市計画道路の変更（高速北西宮線ほか3路線）は、互いに関連しておりますことから、一括してご説明いたします。

議案書は29～48ページ、議案位置図は15～28ページです。

変更内容を別途まとめて整理いたしましたものを前面スクリーンによりご説明いたしますのでご覧ください。

まず、今回変更する路線の位置関係をご説明いたします。

こちらが第12号議案の都市高速道路2号線、いわゆる阪神高速道路神戸山手線でございます。今回変更いたします区間は、昨年8月に供用いたしました白川ジャンクションから神戸長田ランプまでの間約7.3kmでございます。

こちらが第12号議案の北神戸線、第13号議案の高速北西宮線で、いずれも阪神高速道路北神戸線であります。今回変更いたします区間は、昨年4月に供用いたしました有馬口ランプから西宮山口ジャンクションまでの間約5.3kmと、北神戸線のからと東ランプであります。

また、これらとあわせて、西宮市域においては、阪神高速道路北神戸線へのアクセス道路である国道176号線、山口南幹線、金仙寺線の3路線を今回変更いたします。それでは、各路線ごとに変更内容をご説明いたします。

最初に都市高速道路2号線でございます。

本路線は、昭和47年9月に白川南ランプから神戸長田ランプ間を都市計画決定し、その後、平成2年11月に、北は白川ジャンクションまで、南は駒栄ランプまでを延伸する都市計画変更を行いました。本路線に係る主な変更内容といたしまして、第1点目が非常駐車帯や避難連絡路の追加でございます。白川南ランプから神戸長田ランプ間については、昭和47年の当初決定時は非常駐車帯や避難連絡路が計画されていなかったため、今回、利用者の安全確保を図るべく追加することとし、赤丸で囲んでいる箇所、トンネル内に新たに非常駐車帯と一部避難連絡路を設けました。

第2点目が白川南ランプ周辺の区域変更でございます。

前面スクリーンは、北須磨トンネル南側坑口部の構造変更でございます。

上側が当初計画、下側が今回変更する計画を模式図で表したものでございます。

当初は、トンネル南側坑口と市道下のトンネルの間に地上部を設ける計画としておりましたが、維持管理や走行安全性の向上を図るため、切土法面構造から開削トンネル構

造に変更し、トンネル区間が連続する計画に変更いたします。また、安全円滑な交通処理を図るため、白川南ランプの線形を一部変更するとともに、トンネル管理施設などの道路管理施設を新たに設置することといたしました。

これらに伴いまして、スクリーンにお示ししておりますように区域を変更いたします。

第3点目が換気所の区域変更でございます。

3ヶ所の換気所の設備を統括する中央装置やトンネル管理用の電気・通信設備を新たに蓮宮換気所に導入したことに伴い、換気所の区域を図のように変更いたします。

次に神戸市域における北神戸線、及び西宮市域における高速北西宮線の変更内容をご説明いたします。

神戸市域における北神戸線は、当初昭和49年6月に都市計画決定し、その後、平成5年1月に西宮市域における高速北西宮線とあわせて中国自動車道まで延伸する都市計画変更を行っております。

それでは、まず神戸市域における北神戸線「からと東ランプ」の構造変更についてご説明いたします。

こちらが「からと東ランプ」の変更前後の比較平面図で、上側が当初計画です。

ランプと市道との接続方法について、より円滑かつ安全な交通処理を行うため、市道の六甲山方面からランプへの進入形式を平面交差から立体交差とし、下側の図のように変更いたします。これに伴い図のように区域を変更いたします。

次に西宮市域における高速北西宮線の変更についてご説明いたします。

変更区間が広範囲となりますので、前面スクリーンにお示ししておりますように、区間を4つに分けて、南側第1区間から順次ご説明いたします。

まず、第1区間です。有馬北トンネル内におきまして、安全性・経済性の観点から、非常駐車帯の配置及び避難連絡路の構造を見直したことにより、赤丸で囲んでいる箇所において区域を変更いたします。

続きまして第2区間でございます。有馬北トンネル北側坑口付近におきまして、地質調査等の現地精査により、坑口位置及び法面区域を変更いたします。また、中野高架橋は上下線を一体構造で計画しておりましたが、施工性・経済性の観点から見直しを行い、分離構造に変更いたします。

続きまして第3区間についてご説明いたします。金仙寺トンネル及び畑山トンネルの坑口付近におきまして、地質調査等の現地精査から、坑口位置及び法面区域を変更いた

します。また、施工性・経済性の観点から非常駐車帯及び避難連絡路の配置を見直した
ことにより、赤丸で囲んでいる箇所におきまして区域を変更いたします。

続きまして第4区間についてご説明いたします。現地調査の結果、赤丸で囲んでおり
ます畑山トンネル北側に隣接する急傾斜面において多くの転石・浮き石が散在している
ことが確認され、本線への落石が懸念されることから、必要な落石対策工を講じ適切に
管理する必要があるため区域に追加いたします。

続きまして国道176号線、山口南幹線、金仙寺線の3路線の変更についてご説明いた
します。

高速北西宮線とのアクセス機能を確保するとともに、山口町における幹線道路のネット
ワークを形成するために、金仙寺線の都市計画決定及び国道176号線と山口南幹線の
都市計画変更を平成5年1月に高速北西宮線の決定とあわせて行い、国道176号線と山
口南幹線は昨年4月に、金仙寺線は昨年10月に、それぞれ供用開始しております。

それでは、まず国道176号線についてご説明いたします。

国道176号線では、沿道土地利用状況が変化し、一部区域において法面が不要となっ
ております。

続きまして山口南幹線及び金仙寺線についてご説明いたします。

山口南幹線では、経済性の観点から有馬川との交差点の道路縦断を、金仙寺線では、
安全かつ円滑な交通処理の観点から市道との交差構造の変更を行っております。

また、今回変更いたします全路線につきまして、地質調査等の現地精査により法面の
区域を変更しております。その一例をご説明いたします。

前面スクリーンに地質調査結果により法面勾配を変更した箇所を示しております。

これは法面の変更断面図で、左下が計画道路面です。当初は近隣の工事实績から法面
勾配を1:1.0としておりましたが、地質調査の結果、前面スクリーンにお示ししてお
ります赤色で着色しております部分が、設計の基準における「硬さによる岩質区分」
で、地表面に露出後の「二次的変化による岩質区分」が軟化する速度の早いAであつた
ため、「岩質区分と適正法勾配」の基準により、法面勾配を1:1.8といたしました。

今回の変更により追加される土地の区域はすでに事業者により取得されており、ま
た、変更に伴う周辺生活環境への影響も認められないことから、本都市計画案に対する
地元説明会及び公聴会は行いませんでした。

以上、第12号議案及び第13号議案について2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提

出はございませんでした。

議長 ただいま事務局から説明がありました第12号議案、第13号議案について、質問又はご意見ございましたらお願いいたします。

25番 第12号議案について、1点お聞きをしたいと思います。

位置図ですが、12号議案の1ページ目、15ページにあたりますが、神戸長田ランプ以南ですが、これは将来的には湾岸道路につないでいく計画でしょうか。

事務局 計画といたしましては、将来的に湾岸道路に接続することにいたしております。

25番 そうしましたら、その湾岸道路へのということなので、私どもは、13号議案は賛成させていただきたいと思いますが、12号議案のこの箇所についての変更については反対という表明をさせていただきます。

議長 ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、第12議案をまず採決したいと思います。

第12号議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。

反対の方、挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

議長 反対1で、第12号議案は可決いたしました。

次に第13号議案については、このまま可決でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

それでは第13号議案については可決いたしました。

本日審議いただくべき、採決等が必要な案件は以上でございます。

続きまして本年度第2回の審議会で諮問を受けました「都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方」について、すでにご案内のとおり、現在神戸大学教授の黒田勝彦委員を座長とする「都市計画道路網の見直しに関する検討委員会」においてご検討いただいているところでございます。

本日は、検討委員会における検討状況について、事務局からご報告をお願いしたいと思います。

事務局 「都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方」について、答申策定に向

けた検討状況をご報告いたします。

お手元に資料7「中間報告」をお配りしております。

「中間報告」の内容をご説明させていただく前に、まず、経緯と来年度いただく予定をしております答申までの進め方及びスケジュール等についてご説明いたします。

お手元にお配りしております参考資料4「都市計画道路網見直しの今後の進め方」をご覧ください。

都市計画審議会、見直し検討委員会議、及び県・市町の関係がわかりやすいようにフローを作成いたしました。

都市計画道路網の見直しにあたりまして、平成15年度にまずフロー右上、「第一次調査」といたしまして、現在の都市計画道路網における課題抽出を行いました。

一方で、フロー左上にあります、平成15年9月の都市計画審議会に「都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方」について諮問させていただき、「検討委員会議により答申案を検討すること」としていただきました。

その後、中央にありますように、昨年末の12月24日に第1回、本年2月5日に第2回の検討委員会議を開催していただき、まとめていただいた内容を、このたびの審議会に中間報告させていただくものでございます。検討委員の皆様には大変熱心にご議論をいただき、事務局といたしましてこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

今後の進め方といたしましては、フロー右側中ほど、「第二次調査」としてチェックシートを作成し、見直し対象区間につきまして必要性を検証いたします。

平成16年度には、一方でこの作業を進めながら、6月からを目途に検討委員会議を数回開催させていただき、見直し方針などについてご議論いただきたいと考えております。

その後、夏頃の都市計画審議会を目途に、最終答申の素案をご説明させていただいた後、パブリックコメントを行い、検討委員会議で最終答申案をまとめていただき、秋頃の審議会を目途に最終答申をいただきたいと考えております。

その後、答申に沿いまして「第三次調査」として見直しの方向性を検討し、平成16年度末には見直し区間の案を公表し、平成17年度以降に具体の都市計画変更を進めていくこととなると考えております。

それでは、お手元にお配りしております資料7「中間報告」により内容をご説明させていただきます。1枚めくっていただき、目次をご覧ください。

中間報告の構成といたしまして、まず「はじめに」として、都市計画道路網の状況を

踏まえて、本答申の趣旨を記述しております。次に、1で見直し対象区域及び対象道路の種別を規定し、2で県下の都市計画道路網の現状と課題を整理し、3で見直しの進め方をまとめております。

これまで検討委員会議でご議論いただき、本日も報告させていただくのはここまででございます。4、5につきましては、以降の流れをイメージしていただくために、いま想定しております事項を、参考に記述させていただいております。

それでは1ページをお開きください。

「はじめに」といたしまして、都市計画道路の性格や都市計画道路を取り巻く近年の社会経済情勢の変化等を踏まえ、兵庫県では都市計画道路網について平成15年度からの2ヶ年で見直し調査を実施することといたしました。この答申は、時代の変化に即応した都市計画道路網の策定に向けて、都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方を示すものとしております。

2ページでは、見直しの対象とする区域を、神戸市を除く県下の都市計画道路が存在する50市町とすることが適切であるとしております。

3～5ページの上段までで、道路の機能、分類を整理し、今回の見直しは幹線街路を対象とすることを規定しております。

5ページの下段に、県下の都市計画道路網の現状として、決定や整備の状況を整理しております。

6ページでは、「今回の見直しにおいては、都市計画道路だけではなく、その他の道路も含めたネットワークにより検討を進めること」、「見直しを進めるに際してはまず10年以内に着手予定のない未整備区間について課題の整理を行うこと」としております。

7・8ページで、「第一次調査」の結果をまとめております。今後10年以内に事業実施予定のない448区間約460kmの内約6割にあたる288区間約290kmにおいて、何らかの課題を抱えていると考えているという結果になっております。

8ページに、課題内容について整理し、11種類に分類・集計した結果を示しております。

11種類に分類した課題の内、主なものの例をイメージ図でご説明いたします。

前面スクリーンをご覧ください。

まず、課題分類「歴史的・伝統的建造物が支障、既存町並みの破壊や地域分断」の1つのイメージでございます。図のように現道を拡幅する計画決定をいたしました。

計画どおりに整備いたしますと、沿道に存在する貴重な建造物あるいは歴史的な町並みが壊れてしまうなどの問題があるというものでございます。

次に課題分類 「社会経済情勢や周辺土地利用・まちづくりの変化による計画の再検討」の1つのイメージでございます。将来の大規模開発計画を見込んで幹線道路を計画決定いたしました、その後の社会経済情勢の変化により、開発計画の具体化の見通しなくなり、道路整備の必要性がなくなっているというものでございます。

次に、課題分類 「代替道路の整備等による計画の再検討」の1つのイメージでございます。市街地から通過交通を排除することを目的として、市街地の外周に沿うようにバイパス機能を担う道路を決定いたしました、さらに外側にバイパスが整備されたことから、当該都市計画道路のバイパスとしての必要性がなくなっているというものでございます。

資料8ページをご覧ください。

その他の課題といたしましては、「支障物件が多大」「他事業との調整が必要」などが多くございました。

9ページから見直しの進め方をまとめております。

見直し対象区間として、今回の見直しは、課題があると考えている288区間を対象とし、課題がない区間の中でも、将来交通需要推計結果により車線数の見直しが必要と判断される区間については、適宜検討対象に加えます。

必要性の検証方法として、見直しにあたりましては、「第二次調査」といたしまして、まず、区間ごとに、「現状整理」、「計画決定時の位置づけ」、「必要性を検証する理由」、「道路密度及び配置バランス、道路の機能という必要性検証指標」の4つの項目について整理し、当該道路の必要性の検証を行います。

必要性検証の視点を11・12ページにまとめてございます。

必要性の検証に際しましては、これらの項目を網羅した必要性検証チェックシートを作成いたします。チェックシートは基本的には市町が主体となり、県の協力を得ながら作成することが適切であると考えております。

現時点で考えられるチェックシートの様式を資料13ページにお示しておりますので、ご覧ください。

検証結果といたしまして、各区間について、廃止に向けて検討を進めるか、存続の方向で検討を進めるかを判断し、その理由を記載いたします。

必要性検証結果に基づく見直しの方向を14・15ページにまとめております。

16ページに都市計画道路網の見直しのフローを図にまとめておりますので、ご覧ください。

図の2段目、「第二次調査」としてのチェックシートによる必要性検証の結果に基づき、「第三次調査」として見直しの方向を検討いたします。存続の方向で検討を進めると判断される区間において、各課題に対処するための見直しの方向として、大別いたしますと、車線数を見直す場合、路線または区間を追加する場合、ルート・幅員等を変更する場合、コスト縮減等の事業により対応する場合があります。

今回、県が行います都市計画道路網の見直し調査といたしましては、検討した結果、「廃止」、「車線数の見直し」、「追加」とされた箇所を公表するよう考えております。

なお、見直しの方向性検討結果の緑色で囲っているものは都市計画変更が必要であり、住民合意を図り、個別に都市計画の手続きを進めることとなります。見直しの結果は、不要な建築規制の解除による土地の有効活用、今後の道路整備プログラムに反映されることとなります。

また、都市計画道路網の見直しは、今回限りのものではなく、市町合併などの今後の社会経済情勢の変化等に即応しながら適宜行うものであります。

17ページに参考といたしまして、今後検討が必要と考えられる事項をあげさせていただいておりますが、住民合意形成等の実現方策などについて引続きご検討をいただきたいと考えております。

次に、検討委員会議でいただきました主なご意見等の概要を、最後のページに「検討委員会議における各委員からの主な意見等の概要」としてとりまとめておりますので、ご紹介させていただきます。

全般にかかわることといたしまして、「答申は都市計画審議会が県に対して行うものであることを認識し、たとえば現都市計画道路網における課題など、行政にとって厳しい内容であっても明確に表現する必要がある」「阪神・淡路大震災を経験した兵庫県の実施する都市計画道路網の見直しであるので、防災の観点も盛り込む必要があるのではないか」「見直しに際して、都市計画道路以外の道路を考慮する場合は、その道路の都市計画上の位置づけも含めて検討する必要がある」「見直し作業全体の流れ、関連づけをわかりやすく表現する必要がある」などございます。

「見直し対象道路の種別及び区間の設定について」ということで、「見直し対象道路の

種別及び区間の設定理由、考え方を明確にする必要がある。」。

「必要性の検証方法について」は、「周辺土地利用や規制の状況によっては、道路に求められる機能が異なってくると思われるため、必要性検証にあたっては、対象区間周辺の土地利用状況等を整理する必要がある」「必要性検証に際しては、まず、計画決定時の理由、考え方を整理する必要がある」「道路の交通機能においては、単に交通処理機能に止まらず、バリアフリーの視点も盛り込むべき。また、自動車交通抑制の観点から道路と公共交通機関とのかかわりについても触れるべき」「必要性の判断においては、客観性を持たせるよう努める必要がある」というものでございました。

いただきましたご意見は、本日の中間報告に盛り込ませていただいております、さらに今後の見直し方針のとりまとめや実際の見直しの作業などにおいて十分反映してまいりたいと考えております。また、先ほどご説明いたしましたように、最終答申に至るまでには、本審議会でのご意見、あるいは来年度予定しておりますパブリックコメントのご意見等を、十分参考として進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局から都市計画道路網の見直しに関する検討委員会の中間報告の説明がございました。これに対してご質問またはご意見ございましたらお願いいたします。

25番 いまのご説明の中で、予備審査のときにも申し上げたかとも思いますが、都市計画道路網見直しフローが16ページにありますなかで、意見にも出ておりますが、住民からどれだけの声をしっかりと把握できるか、また、どんな時期にどのような期間でパブリックコメントが受けられるかも、非常に大きな問題になろうかと思っております。特に道路網の見直しでありますので、そのあたりは十分留意をしていただきたいと思います。これまでも行政側がパブリックコメントをいろんなことでやっている、これ自体は非常にいいことなのですが、その期間が非常に短かったり、パブリックコメントそのものを行うという周知がなかなかできていなかったりということがあります。ですから、身近な問題でありながら、そういったパブリックコメントで自分の意見も言えなかったということにならないように、その中では最後のページに意見が出た概要が書かれてありまして、全般の所の5つ目の になりますか、「たとえば市町合併などで」というふうな書き方をしておりますが、それだけに止まらず、フィードバック可能なフローとしておく必要があるということでは、この内容もフィードバック可能なところでは、非常に重きをおいていただけたらありがたいと思っておりますし、何よりも住民主体ですから、そ

の声が聞こえやすく、また言いやすい状況をつくっていただきたいと思います。

議長 何か事務局からありますか。

事務局 パブリックコメント等の実施につきましては、来年度以降、検討委員会議におきましてもご検討いただきたいと思いますので、今後住民意見が反映できるような方策を検討してまいりたいと思います。

議長 よろしゅうございますか。

長期間私権を制限してきたという経緯もございますし、いろんな思いが住民の方々にあると思いますので、十分民意をくみあげるようなことをお願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

ないようでございますが、検討委員会の委員の皆様には膨大な作業がまだ残っておりますので、ご苦勞をかけますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

来年度の審議会において答申案作成に向けてご議論いただくということで、かなりハードなスケジュールになりますが、よろしくお願いしたいと思います。

それではこれをもちまして平成15年度第4回の審議会を閉会いたします。

皆様には始終熱心なご審議をいただきましてありがとうございます。

最後に事務局から連絡事項がありますので、お願いいたします。

事務局 事務局からご案内させていただきます。すでにご案内申し上げておりました次回の平成15年度第5回の審議会につきましては、3月23日(火)午前10時から農業共済会館において事前説明会を開催させていただきます。また3月30日(火)午後2時からパレス神戸におきまして本審議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会 午後4時

**平成15年度第4回兵庫県都市計画審議会
出席委員名簿**

日 時：平成15年2月27日 午後2時～4時
場 所：兵庫県民会館 11階 パルテホール

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	多 淵 敏 樹	県立福祉のまちづくり工学研究所長	会 長
	中 瀬 勲	姫路工業大学・環境科学研究所教授	
	西 村 多嘉子	大阪商業大学教授	
	東 浦 功	兵庫県農業会議副会長	
	山 口 昇	(財)兵庫県まちづくり技術センター理事長	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	山 川 雅 典	農林水産省近畿農政局長	代 理
	宮 城 勉	経済産業省近畿経済産業局長	代 理
	谷 口 博 昭	国土交通省近畿地方整備局長	代 理
	梶 原 景 博	国土交通省近畿運輸局長	代 理
	巽 高 英	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢 田 立 郎	神戸市長	代 理
	中 川 啓 一	洲本市長(兵庫県市長会)	
	清 水 豊	日高町長(兵庫県町村会)	
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	末 松 信 介		
	原 亮 介		
	門 信 雄		
	野 間 洋 志		
	宮 本 博 美		
	佃 助 三		
	毛 利 り ん		
	小 林 護		
市町の議会の議長を 代表する者 (第3条第1項第5号)	平 野 昌 司	神戸市会議長	
	振 角 利 允	夢前町議会議長(兵庫県町議会議長会)	